

インターネットによる輸出検査の申請

- 輸出したい品目と数量がきまりましたら、次の手続きで植物防疫所に輸出検査申請書を提出してください

1. 電子申請の場合

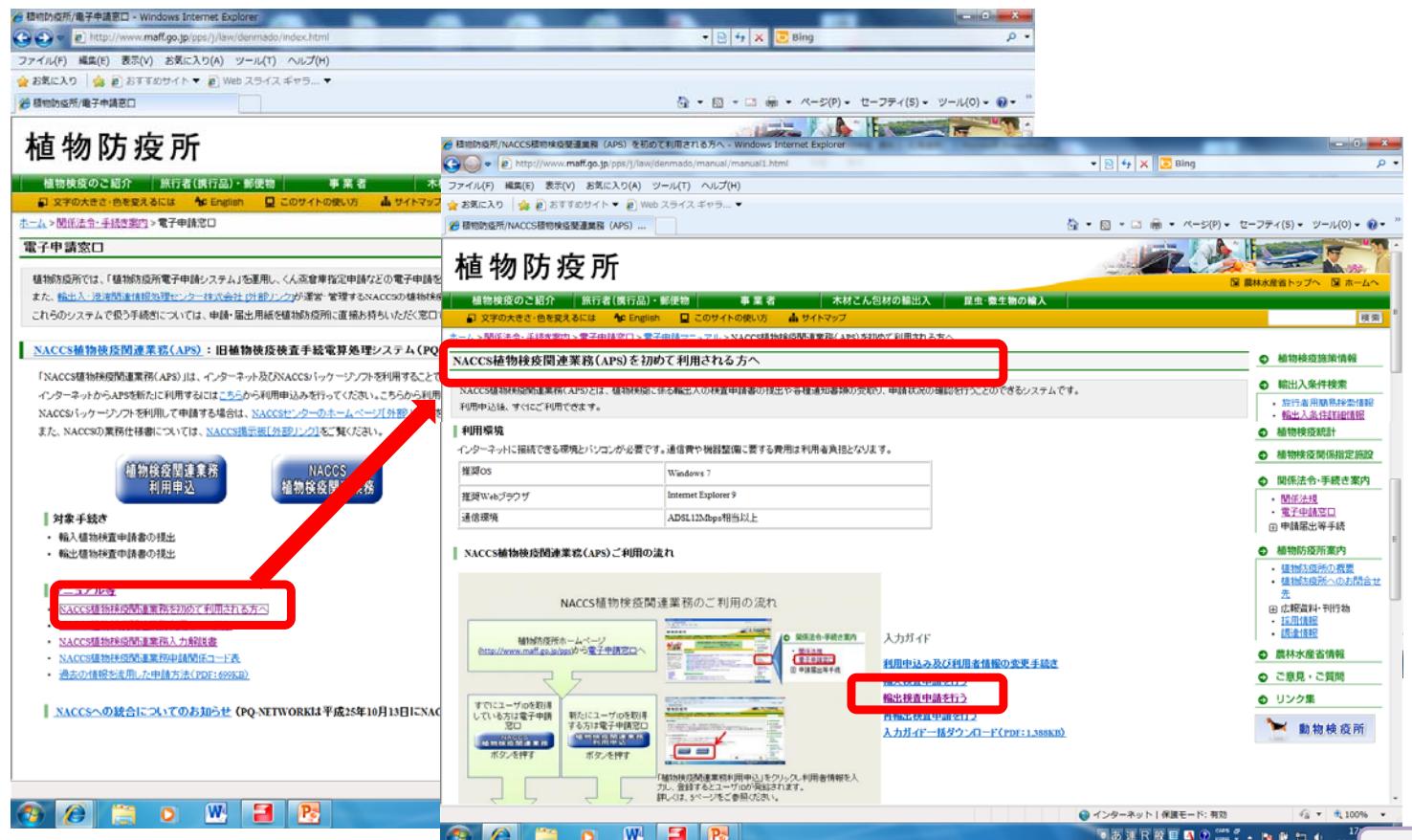
- 右赤枠の「電子申請窓口」を選択してください。



The screenshot shows the homepage of the Plant Protection Station. A red box highlights the 'Electronic Application Window' (電子申請窓口) in the sidebar under 'Procedure/Handbook' (手続/マニュアル). The sidebar also lists other options like 'Plant Protection Information' (植物防疫施設情報), 'Import/Export Condition Search' (輸出入条件検索), and 'Plant Protection Statistics' (植物防疫統計).

21

- 開いた画面は次のとおりです。同じページ下段に「NACCS植物検疫関連業務(APS)を初めて利用される方へ」を始め利用マニュアルがありますので、ご参照ください。



The screenshot shows the 'NACCS Plant Quarantine Related Business (APS)' page. A red box highlights the 'First-time User' section (NACCS植物検疫関連業務(APS)を初めて利用される方へ). This section provides information for new users, including a diagram of the process flow and a link to the 'How to Use' guide (How to Use Guide (PDF: 1,699KB)).

22

- 具体的には次の画面で必要事項を入力していただくこととなります。

http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/manual/pdf/export-reference.pdf - Windows Internet Explorer

ファイル(F) フォルダ(G) お気に入り(A) ヘルプ(H)

お気に入り http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado... ページ(P) セーフティ(S) ツール(O) 2013/09/19

輸出検査申請

植物等輸出検査 - 申請情報の入力

名前 OO XX

入力 >> 確認登録 >> 完了

基本情報入力

申請先防疫所(必須) (所コード - 業務担当コード)	123 - 12 XXXXXXXX(1)XXXXXX(2)XXXXXX(3)XX (半角数字)
申請番号	123-12-1234567/1
申請年月日	YYYY/MM/DD
協会経由	<input checked="" type="checkbox"/> (半角英字)

共通項目入力

必要とする検査合格証明書	<input checked="" type="radio"/> 通常検査合格証明書 <input type="radio"/> 再輸出検査合格証明書
積載船(機)名(欧文)	XXXXXXXXXXXXXX(1)XXXXXX(2)XXXXXX(3)XXXX (半角英数字)
記号及び番号(必須)	XXXXXXXXXXXXXX(1)XXXXXX(2)XXXXXX(3)XXXX(4)XXXXXX(5)XXXXXX(6)XXXXXX (半角英数字)
積載予定年月日	YYYY/MM/DD (半角数字)
積載港名	XXXXXXXX(1)XXXXXX(2)XXXXXX(3)XXXX (半角英数字)
陸揚港名(欧文) (コード入力)	<input type="text"/> XXXX 検索 XXXXXXXXX(1)XXXXXX(2)XXXXXX(3)XXXX (半角英数字)
輸入国名(欧文)(必須)	123 検索 XXXXXXXX(1)XXXXXX(2)XXXXXX(3)XXXX (半角英数字)

23

2. マニュアル申請の場合

- 右赤枠の「申請手続等一覧」をクリックし、開いた画面から「植物等輸出検査申請書」を選択してください。

24

- ・検査申請書を開いて必要事項を記入し、植物防疫所に提出してください。

植物防疫所/植物等輸出検査申請書 - Windows Internet Explorer

http://www.maff.go.jp/pps/j/law/form/form07.html

ファイル(F) 報集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

お気に入り 植物防疫所/植物等輸出検査申請書

植物防疫所

植物検疫のご紹介 | 旅行者(携行品)・郵便物 | 事業者 | 木材こんき

文字の大きさ・色を変えるには English このサイトの使い方 サイトマップ

ホーム > 関係法令・手続き案内 > 手続様式一覧 > 植物等輸出検査申請書

植物等輸出検査申請書

申請様式

 PDF(イ)(※ 1)	 一太郎(イ)(※ 2)	 Word(イ)(※ 3)	 Excel(イ)(※ 3)
 PDF(口)(※ 1)	 一太郎(口)(※ 2)	 Word(口)(※ 3)	 Excel(口)(※ 3)
 PDF(口)(※ 1)	 一太郎(口)(※ 2)	 Word(口)(※ 3)	

※ 1 閲覧・印刷には Microsoft の Word97 以上が必要です。

※ 2 閲覧・印刷にはジャストシステムの一太郎 Ver.8 以上が必要です。

※ 3 閲覧・印刷には Microsoft の Word97 以上が必要です。

http://www.maff.go.jp/pps/j/business/index.html

植物等輸出検査申請書

住所

氏名

印

平成 年 月 日

植物防疫官 殿

※積載船(機)名				
※記号及び番号				
積載予定期日				
積載港名				
※陸揚港名		※輸入国名		
※荷送人住所氏名				
※荷受人住所氏名				
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称	学名	柵数	数量	産地
備考				

備考 1. 氏名を白墨する場合においては、押印を省略することができる。

2. 農地検査合格証明、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。

3. ※印の欄には、欧文を併記すること。

25

26

(参考) インターネットによる問い合わせ先

(植物防疫所ホームページ)

The screenshot shows two side-by-side browser windows. The left window is the 'Plant Protection Station' website, featuring a banner with various fruits and a navigation menu. The right window is the 'Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries' website, specifically the 'Comments and Questions' section. This section includes fields for name, address, phone number, email, age, and gender. A red arrow points from the 'Comments and Questions' section on the right to the 'Comments and Questions' section on the left, highlighting the similarity in functionality between the two websites.

観光客のお土産での持ち帰り需要への対応について

- 海外からの観光客の方々がお土産として持ち帰る際に、手荷物(携帯品)として植物検疫を受ける必要がありますが、多くの国では、手荷物の場合、輸出検査による植物検疫証明書の添付で持ち込みが可能となります。また、輸出検査を受けなくても持ち込める国もあります。

メリット

- 観光客が自分で持ち帰るため、相手国での受け入れ業者が不要です(ケース1)。この場合、相手国への輸送も観光客が自ら持ち帰りますので、輸出手続きや費用がかかりません。
- 各地方空港等に就航する相手国の検疫条件に応じた植物検疫を行うことで、不特定多数の国の検疫条件に合致させる必要がありません。
- また、相手国によっては、輸出検査を受けなくても持ち出しができます(ケース2)。

活用場面の提案

ケース1

観光客が生産地又はWEBで注文した果物を(生産者等が)出発便に併せ一括して空港に運び、そこで輸出植物検査を受ければ、観光客の搭乗手続きに併せ個々に手渡せる。

ケース2

シンガポール、香港など輸出検査を受けなくても果物等を持ち出せる国を明示して販売する。

28

(参考) 北海道の空港や港から手荷物で農産物を持ち出す場合の植物検疫条件
(平成25年7月現在)

空港や港	就航便行き先	農産物の例	検疫条件	担当植物防疫所
新千歳空港 釧路空港 帯広空港 旭川空港 函館空港	台湾	キノコ類(乾燥)、木工品	輸出検査不要	釧路・帯広: 釧路出張所 旭川:留萌出張所 函館:函館出張所
		精米、キノコ類、ダイコン タマネギ、長ネギ、アスパラガス、 ナガイモ、ダイズ、アズキ	輸出検査	
		ジャガイモ、トマト、カボチャ スイカ、メロン、リンゴ	持ち出し不可	
新千歳空港 旭川空港	韓国	精米、キノコ類、キノコ類(乾燥)、 ダイコン、タマネギ、長ネギ、 カボチャ、メロン、アスパラガス、 ダイズ、アズキ	輸出検査不要	留萌出張所
		トマト、ナガイモ	輸出検査 (トマト:与那国島産は規制、ナ ガイモ:南西諸島産などは規制)	
		ジャガイモ、スイカ	持ち出し不可 (ジャガイモ:道産は規制対象)	
新千歳空港 稚内港 小樽港	ロシア	キノコ類(乾燥)	輸出検査不要	稚内港: 留萌出張所 小樽港: 小樽出張所
		精米、キノコ類、ジャガイモ、ダイコ ン、トマト、タマネギ、長ネギ、カボ チャ、スイカ、メロン、アスパラガス、 ナガイモ、ダイズ、アズキ、リンゴ、 オウツウ、ブドウ	輸出検査	

29-1

(参考) 東北の空港から手荷物で農産物を持ち出す場合の植物検疫条件
(平成25年7月現在)

空港や港	就航便行き先	農産物の例	検疫条件	担当植物防疫所
仙台空港	中 国	精米、リンゴ、モモ、オウトウ、ナガイモ、ニンニク	持ち出し不可	仙台:仙台空港分室
青森空港 仙台空港 秋田空港	韓 国	精米、オウトウ、ニンニク	輸出検査不要	青森:青森出張所 仙台:仙台空港分室 秋田:秋田出張所
		ナガイモ	輸出検査 (南西諸島産などは規制)	
		リンゴ、モモ	持ち出し不可	
仙台空港	台 湾	精米、ナガイモ、ニンニク	輸出検査	仙台:仙台空港分室
		リンゴ、モモ、オウトウ	持ち出し不可	
仙台空港	グアム	精米	輸出検査不要	仙台:仙台空港分室
仙台空港	ハワイ	精米	輸出検査不要	仙台:仙台空港分室

29-2

(参考) 関東の空港から手荷物で農産物を持ち出す場合の植物検疫条件
(平成25年7月現在)

空港や港	就航便行き先	農産物の例	検疫条件	担当植物防疫所
茨城空港 静岡空港	中 国	梅干	輸出検査不要	茨城:鹿島出張所 静岡:清水支所
		チューリップ切り花、製茶、落花生(焙煎)、乾燥イモ	輸出検査	
		精米、ナシ、ミカン、メロン、イチゴ	持ち出し不可	
静岡空港	韓 国	精米、イチゴ、ワサビ、製茶	輸出検査不要	静岡:清水支所
		ミカン	輸出検査 (四国、九州以南産は規制)	
静岡空港	台 湾	製茶	輸出検査不要	静岡:清水支所
		精米、ワサビ	輸出検査	
		ミカン、イチゴ	持ち出し不可	

29-3

(参考) 中部国際空港から手荷物で農産物を持ち出す場合の植物検疫条件
(平成25年7月現在)

空港や港	就航便行き先	農産物の例	検疫条件	担当植物防疫所
中部国際空港	中 国	製茶	輸出検査	中部空港支所
		メロン、カキ、ブドウ、イチジク、ミカン、精米	持ち出し不可	
中部国際空港	韓 国	メロン、カキ、ブドウ、精米、製茶	輸出検査不要	中部空港支所
		ミカン	輸出検査 (ミカン:四国、九州以南産は規制)	
		イチジク	持ち出し不可	
中部国際空港	台 湾	製茶	輸出検査不要	中部空港支所
		精米	輸出検査	
		メロン、カキ、ブドウ、イチジク、ミカン	持ち出し不可	
中部国際空港	香 港	メロン、カキ、ブドウ、イチジク、ミカン、精米、製茶	輸出検査不要	中部空港支所

29-4

(参考) 北陸の空港から手荷物で農産物を持ち出す場合の植物検疫条件
(平成25年7月現在)

空港や港	就航便行き先	農産物の例	検疫条件	担当植物防疫所
富山空港 小松空港	台 湾	精米、チューリップ切り花	輸出検査	富山空港:伏木富山支所 小松空港:金沢出張所小松空港分室
		ナシ、リンゴ、イチゴ	持ち出し不可	
新潟空港 富山空港 小松空港	韓 国	精米、イチゴ、チューリップ切り花	輸出検査不要	新潟空港:新潟支所 富山空港:伏木富山支所 小松空港:金沢出張所小松空港分室
		ナシ、リンゴ	持ち出し不可	
新潟空港 富山空港 小松空港	中 国	チューリップ切り花	輸出検査	新潟空港:新潟支所 富山空港:伏木富山支所 小松空港:金沢出張所小松空港分室
		精米、ナシ、リンゴ、イチゴ	持ち出し不可	
新潟空港	ロシア	精米、イチゴ	輸出検査	新潟支所
新潟空港	グアム	精米、チューリップ切り花	輸出検査不要	新潟支所

29-5

(参考) 近畿の空港や港から手荷物で農産物を持ち出す場合の植物検疫条件
(平成25年7月現在)

空港や港	就航便行き先	農産物の例	検疫条件	担当植物防疫所
関西空港 大阪港 神戸港	中 国	製茶	輸出検査	関西空港:関西空港支所 大阪港:大阪支所 神戸港:神戸植物防疫所
		ブドウ、イチジク、ミカン、モモ、ナシ、タマネギ、精米	持ち出し不可	
関西空港 大阪港	韓 国	ブドウ、精米、製茶	輸出検査不要	関西空港:関西空港支所 大阪港:大阪支所
		ミカン	輸出検査 (ミカン:四国、九州以南産は規制)	
		イチジク、モモ、ナシ	持ち出し不可	
関西空港	台 湾	製茶	輸出検査不要	関西空港支所
		タマネギ、精米	輸出検査	
		ブドウ、イチジク、ミカン、モモ、ナシ	持ち出し不可	
関西空港	香 港	ブドウ、イチジク、ミカン、モモ、ナシ、タマネギ、精米、製茶	輸出検査不要	関西空港支所

29-6

(参考) 中国四国の空港や港から手荷物で農産物を持ち出す場合の植物検疫条件
(平成25年7月現在)

空港や港	就航便行き先	農産物の例	検疫条件	担当植物防疫所
広島空港 岡山空港 高松空港 松山空港 下関港	中 国	キク切り花	輸出検査	広島空港:広島空港分室 岡山空港:水島出張所 高松空港:坂出支所 松山空港:松山出張所 下関港:下関出張所
		カンキツ類、ナシ、ブドウ、イチジク、モモ、ビワ、イチゴ、カキ、スイカ、精米	持ち出し不可	
広島空港 米子空港 境港 岡山空港 高松空港 松山空港 下関港	韓 国	ブドウ、カキ、メロン、イチゴ、ラッキョウ、キク切り花、精米	輸出検査不要	広島空港:広島空港分室 米子空港:境港出張所 境港:境港出張所 岡山空港:水島出張所 高松空港:坂出支所 松山空港:松山出張所 下関港:下関出張所
		ナシ、イチジク、モモ、ビワ、スイカ	持ち出し不可	
広島空港 岡山空港 高松空港	台 湾	キク切り花、精米	輸出検査	広島空港:広島空港分室 岡山空港:水島出張所 高松空港:坂出支所
		カンキツ類、ナシ、モモ、ブドウ、イチジク、ビワ、イチゴ	持ち出し不可	
広島空港 岡山空港	グアム	精米	輸出検査不要	広島空港:広島空港分室 岡山空港:水島出張所
		イチジク	持ち出し不可	
境港	ロシア	ナシ、メロン、スイカ、ラッキョウ、精米	輸出検査	境港出張所

29-7